

# 図書館利用のプライバシー保護

## 【基調報告】

図書館の自由・この1年

西河内靖泰（日本図書館協会図書館の自由委員会  
委員長/多賀町立図書館館長）

## 1. 捜査機関からの「照会」への対応

### (1) 公共図書館の対応

苫小牧市立中央図書館が、警察からの照会に応じて2017年4月に特定個人の貸出と予約状況を提供していたことが地元紙『苫小牧民報』(2018/11/13)で報道された。同年10月市議会でも取り上げられていた。「市民参加と協働の図書館をつくる会」が問題提起し、また、苫小牧地区労連など3団体が12月27日と2019年3月18日に、令状を示されないまま個人情報を提供しないよう求める要望書を市教委に提出した。苫小牧市立図書館協議会は2月12日に協議、苫小牧市教育委員会は警察からの捜査協力依頼に対する対応ルールを定め、4月23日に開催した臨時図書館協議会で説明した。

函館市でも、同様の事態を恐れる市民の意見が寄せられ、2月27日に教育委員会生涯学習部生涯学習文化課の回答が公表された。

『北海道新聞』(2019/6/3)が北海道内、『岩手日報』(2019/7/7)が岩手県内、『南日本新聞』(2019/8/17)が鹿児島県内、『沖縄タイムス』(2019/8/31)が沖縄県内の各図書館が任意での照会にどう対応するかを報じた。『東京新聞』(2019/08/22)なども鹿児島島の動きを報道した。

図書館の自由委員会は、委員会サイト「捜査機関から「照会」があったとき」の記事を改訂し、「令状主義」の原則について解説を加えた(2019/7/3掲載)。

### (2) 令状なしに顧客情報を提供する企業など

顧客情報を入手できる企業や団体について、情報の種類や保有先、取得方法のリスト「捜査上有効なデータ等へのアクセス方法等一覧表」を検察が作成していると共同通信(2019/1/3)が報じた。共同通信の取材によると、団体の3割は照会によって顧客の氏名や住所、利用履歴などを任意で提供しているという。また、顧客情報の提供について、3割の団体が顧客向けのプライバシーポリシーにそのことを明記していないという。

また、Tカードの顧客情報やレンタル履歴なども令状なしに提供されていると報じられた。Tカードを運営するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(CCC)はこのことをこれまでT会員規約にも明記していなかった。Tカードを貸出カードとして利用できる武雄市図書館では「個人情報や貸出履歴がCCCに提供されることはない」と説明したが、ポイントを付与するとは図書館利用の行動履歴は蓄積されているということになる。

衆議院法務委員会でも1月23日に取り上げられ、山尾志桜里委員がTカードや他のポイントカード業者に対して、警察庁から令状なしに顧客情報を提供するよう要請したか、都道府県警から図書館にも令状なしで特定個人の貸出履歴を照会したかを質問、政府参考人田中勝也(警察庁長官官房審議官)が、CCCには要請した、他の事業者については事実関係を確認していない、図書館への照会については事実関係の把握をしていないと答弁。続いて、国立国会図書館の対応についての質問に、国立国会図書館総務部長田中久徳は、令状なしの利用履歴の提供に応じたことはなく、今後も同様、と答弁している。

## 2. 図書館からの個人情報漏えい

2018年10月26日には、兵庫県立図書館で、宛先欄BCCに入力すべきアドレスを宛先欄toに入力し、3294人にお知らせメールを誤送信した。

2019年7月19日には、宮崎県立図書館で、自館のホームページに氏名・連絡先を含む22名分の個人情報を掲載していたことを報道発表して謝罪した。県立図書館は個人情報の入ったファイルにはパスワードをかけることを徹底するなど再発防止に努めるという。

## 3. フィクションの中のプライバシー保護

学校図書館問題研究会は、2019年5月、『花よりも花の如く』18巻と『魔法にかかった新学期』2巻の描写で、学校図書館利用者のプライバシー保護について問題があるとして白泉社に申入れをした。

米澤穂信『本と鍵の季節』(集英社、2018年12月)収録の「ない本」では、学校の図書委員が自由宣言を引いて貸出履歴を教えられないという場面がある。

アラン・グラッツ『貸出禁止の本をすくえ!』(ほるぷ出版、2019年7月)は、学校図書館で貸出禁止とされた

本をめぐって子どもたちが活躍するが、貸出カードから以前にだれが読んだかわかる場面もある。

#### 4.問題となった本

(1) 著作権侵害やデータ捏造などを理由とする出版社、著作者からの絶版・回収・利用制限要請

溝口康彦『モダリーナのファッションパーツ図鑑』（マール社、2018年10月）は、参考とした写真の著作権を侵害した恐れのある図版が多数含まれていたため絶版とし返金希望者には返金すると出版社が発表した。

渡辺真由子『「創作子どもポルノ」と子どもの人権』（勁草書房、2018年4月）は、別論文から引き写した表現がほぼ1章分に相当する範囲で見つかり、出版社は11月28日、「重大な無断転載」があったとして絶版と回収を発表。改定版の発行予定はない。図書館に対しては「所蔵を継続する場合」のお願い文がサイトに公開され、「他者の論文を無断で転載した箇所がある」という趣旨の注意文を貼付する等の措置が要請されている。同書は著者が慶応大学大学院政策・メディア研究科に2016年度に提出した博士論文をもとにしたもので、慶応大学は2019年3月に渡辺氏の博士号を取り消した。渡辺氏は不服申し立てを行なったが却下されたと報道されている。

『横浜・鶴見沖縄県人会史 鶴見沖縄県人百年の歩み』（横浜・鶴見沖縄県人会、2016年5月）は、著作権侵害が明らかであるとして資料の利用制限措置の要請が2018年12月にあり、横浜市中心図書館では説明文を貼付して提供している。

『被害地震の揺れに迫る—地震波形デジタルデータCD付き—』（大阪大学出版会、2016年9月）は、「2019年3月15日に公表された大阪大学における研究活動上の特定不正行為（ねつ造・改ざん）に関する研究公正委員会調査の結果、公表対象の論文リストに、当該書籍に掲載されていた論文が含まれていることが判明」したため「絶版・回収すること」として、書籍を回収のうえ定価をご返金することを公表した。

『国立のぞみの園紀要』11号（平成29年度）所収論文「強度行動障害を対象とした日本語版 BPI-S の信頼性に関する研究」について、著者から論文が撤回されたとして閲覧停止の依頼が2019年3月にあった。該当箇所の利用停止、図書館間貸出禁止を要望する「利用制限措置申出書」が送付された。なお、同紀要はネットに掲載されており該当論文部分には「筆頭執筆者より、不適切なオーサiership等の理由で論文撤回の依頼がありました。「国立のぞみの園における調査研究実施体制と研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」等関連する規

定等に基づき、国立のぞみの園研究紀要編集委員会で審査の結果、撤回が了承されました。」と記載されている。

深井智朗『ヴァイマルの聖なる政治的精神』（岩波書店、2012年5月）の著者は東洋英和学院長であり、同学院調査委員会は研究活動上の不正行為、捏造と盗用があったとの報告書を2019年5月10日に公表した。岩波書店は2018年10月に同書を出荷停止していたが、同報告書を受けて5月13日に絶版と回収を発表した。なお、深井氏は『プロテスタンティズム 宗教改革から現代政治まで』（中公新書、2017年3月）により第19回読売・吉野作造賞（2018）を受賞しているが、5月17日に受賞取り消しを決定、中央公論新社は同書を出荷停止とした。

(2) 差別を理由とする

『大阪ぶらり古地図歩き—歴史探訪ガイド』（メイツ出版、2018年12月）について、出版社は2019年2月、「書籍回収のお願い」で、「掲載した図版において、配慮を欠いた部分があった」として回収依頼した。改訂版は刊行されず、同社の他の出版物と交換する。

かこさとし『新版 科学者の目』（童心社、2019年7月）の元版は1974年刊であるが、「盲（めくら）」と表記があったため出版社は回収して訂正すると公表した。

(3) 間違った知識で安全のため交換

『からだにやさしい旬の食材』（講談社、2013年5月）と『旬の食材 春・夏の野菜』（講談社、2004年3月）について、講談社は2019年7月、改訂版と交換すると公表した。改訂の理由は、厚生労働省が販売およびそれを含む食品の製造の自粛、製品の回収、一般消費者への摂取を控えることを留意事項としている野菜「コンフリー」を掲載しているため。なお、野菜「コンフリー」の販売は禁止されているが、もし入手しても調理・摂取しないよう呼びかけている。

(4) 殺傷事件加害者の手記

植松聖『開けられたパンドラの箱-やまゆり園障害者殺傷事件』（創出版、2018年7月）出版中止を求めて抗議があった。出版後、出版社ブログに引用された発言について、神奈川県知事に抗議したり下関市教委に図書館長の発言撤回と謝罪を求める陳情が出され、全国の図書館での貸出を禁止するよう柴山文科相に陳情書を提出したと報道された。図書館の自由委員会では、出版の是非や図書館での提供について異議のあった資料の取扱いについて、「図書館資料の収集・提供の原則について（確認）」を2015年6月29日に公表している。

時事通信(2019/7/26)によると、全国47都道府県立図書館の所蔵は半々で、判断は割れているという。

(5) 抗議で増刷中止をどう考えるか

講談社ビーシー編『はじめてのはたらくくるま』（講談社 2018年11月刊）は全30ページの写真絵本のうち6ページ分が自衛隊の乗り物で、戦車やミサイル、戦艦や潜水艦も出てくる。これに対して、子どもの本・九条の会、日本子どもの本研究会、親子読書地域文庫全国連絡会、日本児童文学者協会は、講談社ビーシーに意見書や要請書を出した。講談社ビーシーは、「適切な表現や情報ではない箇所があった」として、以後増刷しないと公表した。

#### (6) その他

奥野修司『ゆかいな認知症 介護を「快護」に変える人』（講談社現代新書、2018年11月）は、「編集上の不備が発見され」として、購読者に回収を依頼、新しい書籍が準備でき次第交換するとするが詳細は不明。

百田尚樹『日本国紀』（幻冬舎、2018年11月）を批判した津原泰水『ヒッキーヒッキーシェイク』は、幻冬舎での文庫化を中止、ハヤカワ文庫として刊行された。

堀慶末『鎮魂歌』（インパクト出版会、2019年5月）は、死刑判決を受けた殺人犯の手記であることを理由に朝日新聞書評欄下の新刊広告を拒否された。日本出版者協会は抗議文（2019/6/5）を公表した。

俳優や演奏家が薬物使用容疑などで逮捕され、出演する作品の上映中止や過去作品の出荷停止が相次いだ。日本ペンクラブは声明「作品に罪はない」（2019/4/15）で関係業界の自主規制によって表現の自由が侵されているとの憂慮を公表した。

## 5. その他

### (1) 軽減税率と有害図書

2019年10月からの消費税増税に際し、出版物への軽減税率適用を求める出版業界に対して、政府は対象から有害図書を排除するための基準を第三者委員会で定めるよう求めた。図書館問題研究会は「出版物への消費税軽減税率の適用を求めるとともに、「有害図書」の自主規制に反対します」（2018/9/10）を公表、日本独立作家同盟は声明「自由な創作を脅かす『軽減税率適用を目的とした有害図書基準の作成と「出版倫理コード」の採用』に反対します」（2018/11/12）を公表した。

### (2) 著作権侵害サイト対策

政府はブロッキングによる対策を断念し、違法ダウンロードへの規制を強化（無許可で投稿された音楽や動画に限っていたダウンロード規制の対象を漫画や雑誌などの静止画にも拡大）する著作権法改正の方向を打ち出し、2018年12月、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の「中間まとめ」を公表した。著作権者である

日本マンガ学会、日本漫画家協会などから、広すぎる規制はネット利用の萎縮をもたらすとして反対があり、3月に改正を見送った。

### (3) 大量に廃棄された図書

5月に京都府内山林で図書館の蔵書約1000冊が投棄されているのが発見された。京都府内の市町立図書館から無断で持ち出されたもので、館によっては警察に被害届を出した。背景は不明だが利用者の資料へのアクセスを阻害するものだ。

### (4) ソーシャルメディアの運用ポリシーに関するALAガイドライン

2018年7月5日、米国図書館協会（ALA）の知的自由委員会は、ソーシャルメディアを利用する公共図書館・大学図書館を対象とする、運用ポリシーに関するガイドライン“Social Media Guidelines for Public and Academic Libraries”を公開した。

### (5) 国連子どもの権利委員会「児童売買、児童搾取および児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書」の履行ガイドライン

2019年1月に草案へのパブリックコメントが実施された。日本マンガ学会理事会、AFEE エンターテイメント表現の自由の会、コミック弁護基金は、架空の表現が規制対象に含まれているとして、ガイドラインの見直しを要請するパブリックコメントを送付した。

### (6) あいちトリエンナーレ「表現の不自由展・その後」中止

「あいちトリエンナーレ2019」の企画展「表現の不自由展・その後」が、開幕3日目の8月3日に展示中止となった。検証委員会の議論を経て、条件付きで再開の方向であるが、文化庁は補助金の不交付を決定した。展示内容への政治家や自治体首長の介入が公立施設における活動への検閲と同様の結果を招いたことになる。

---

## 【報告】

### 『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』増補について

熊野清子（日本図書館協会図書館の自由委員会副委員長）

---

## I 方針

- 1 宣言本文（主文・副文）は手を加えない。
- 2 必要最小限の増補にとどめる（第2版の方針を踏襲）。

- 3 会員に公表して意見を反映する。
- 4 困ったときにすぐに役に立つ簡便でわかりやすいものにする。
  - ・解説部分に詳細な目次を付す
  - ・項目の末尾に宣言項目を明示する
  - ・関連する別項目への参照を示す
  - ・課題：検索性の追求、具体的な事例への参照
- 5 資料編も増補し、委員会サイトと連携する

## II スケジュール

- 2017年6月 増補方針について検討
- 2019年11月 全国図書館大会分科会で増補概略と主要な文案提示
- 2020年3月～6月 増補文案の提示 意見募集 理事会、代議員総会に報告
- 2020年10月 全国図書館大会分科会で増補案の提示
- 2020年度 刊行

## III 改定項目と要点

### 宣言の採択・改訂とその後の展開 p.10～17

- (1) 宣言改訂以降の図書館の自由をめぐる問題 (p.14)

#### (増補文案1)

2000年以降の問題を概観し、社会の情報環境の変化を追記する。

- (2) 『解説』を刊行することの意義 (p.17)

2000年以降の主な留意点を追記する。

### 宣言の解説 p.18～46

- (3) 倫理綱領との関係 (p.18) (増補文案3)

2017年に委員会規程の整備で、「図書館員の倫理綱領」が委員会の任務に付加されたため、項目名を「図書館員の職業倫理」と変更し、専門職としての職業倫理について、自己研鑽・研修の重要性を追記する。

**(前文) 図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もつとも重要な任務とする。**

- (4) 知る自由と図書館の自由 (p.19) (増補文案4)

知る自由、表現の自由の根拠、その権利性について解説を追記する。

- (5) 知る自由と情報公開 (p.20)

情報公開については自治体の条例が先行し、情報公開法は2001年に施行された。2011年には公文書管理法が施行されたが、紙の文書からデータへ移行する中で、公文書保存期限の定めで情報公開に逆行するような事例も

ある。また2014年には特定秘密保護法が施行された。その中で図書館の果たすミッションを再確認する。

- (6) 自らの責任にもとづき (p.20)

管理運営の多様化(窓口委託、指定管理者制度による運営、教育委員会以外の所管)と、“自らの責任”の関係を考察して追記する。

- (7) 公平な権利 (p.21) (増補文案7)

学校図書館の司書教諭・学校司書発令状況に合わせて修正する。障害者差別解消法2016年施行に合わせて修正する。デジタルデバイドと格差の解消について追記する。

**この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。**

#### **(第1 資料収集の自由)**

- (9) 電子書籍 項目を新設する

図書館が主体的に選書収集できない。そもそも図書館の“所蔵”と異なる概念。有料データベースが問題になったとき、図書館資料ではないとされたが、今は図書館資料論でも取り扱う。パッケージ型からオンライン型へ移行。

資料提供との関連も考慮する。電子書籍の閲覧記録が図書館の管理下ではなく提供会社の管理下にあることの問題点もここに記述するかどうか検討する。

- (12) 収集方針 (p.23)

『絶歌』に関連して、収集方針に犯罪被害者云々の項目を入れることの問題点を指摘すべきか検討する。

いわゆる“ツタヤ図書館”であらわれた選書権の問題について言及するかを検討する。

図書館・指定管理者・教育委員会・首長部局などの関係を整理する。

#### **(第2 資料提供の自由)**

- (13) 人権またはプライバシーの侵害 (p.25)

解説2版では「プライバシーその他の人権を侵害するもの」と読み替えて解説した。プライバシーが権利として確立してきた現在は、「人権を侵害するもの」と「プライバシーを侵害するもの」に分けて読み替える方がいいのではないか、という観点で追記する。

- (15) 施設の提供 (p.31)

複合施設の増加、管理運営形態の多様化により、図書館の集会室や展示施設が減ってきている現状にある。追記する必要があるか検討する。

- (16) 資料提供の自由と著作権 (p.32)

2009年の法改正で障害者の情報利用への障壁が緩和された。条件が整うことと実際にサービスが提供される

ことには乖離あり。残された具体的な課題について指摘する必要がある。

(17) 公貸権 (p. 32) (増補文案 17)

公貸権の世界的な状況を再確認する。

(18) **(第3 利用者の秘密)** (p. 34) (増補文案 18)

「ガイドライン」に沿って「図書館が知りうる事実」を必要以上に収集してはならないことを明示する。

(19) 個人情報保護法制について 項目を新設する。

館によって異なる法や条例が適用されること、自治体ごとに中身を理解する必要あり。

要配慮個人情報の扱い、EU一般データ保護規則との関連については他項目の解説にも留意する。

(20) 読書事実 (p. 35)

電子書籍の閲覧記録が図書館の管理下ではなく提供会社の管理下にあることの問題点を、新設する電子書籍の項目に記述するか、この項目に記述するか検討する。

(21) 読書傾向 (p. 36) (増補文案 21)

個人情報保護法制における要配慮個人情報の捉え方、図書館として守るべき原則を明示する。

(22) 貸出記録の保護 (p. 36) (増補文案 22)

「ガイドライン」にそって大幅に書き換える。

貸出記録の利用項目は新設せず、ここで触れるが、保護と利用のバランスについて明記する。またセキュリティ対策の重要性、職員の認識の重要性を喚起する。

(24) 利用事実 (p. 37) (増補文案 24)

「ガイドライン」に沿って大幅に書き換える。

大学図書館の学籍番号利用やマイナンバーカードの問題はここで解説する。あわせて監視カメラについてもここで解説する。

(25) 外部とは (p. 38)

学校の外部とは何かがあいまいなままとなっている。

貸出方式については 22 貸出記録の保護に移す。

(26) 学校図書館にとっての「外部」と子どものプライバシー (増補文案 26)

親の教育権との関係も含め、「外部とは」から分離して項目を新設する。

(27) 法令との関係 (p. 39) (増補文案 27)

「捜査への対応」と項目名を変更し、令状主義の原則を明示する。

(28) 守秘義務の及ぶ範囲 (p. 39) (増補文案 28)

委託、派遣、指定管理会社員であっても自治体の規範、図書館の規範に従うべきことを明示する。

(第4 検閲に反対)

(29) 図書館と検閲 (p. 40)

検閲についてさらに説明が必要ではないか検討する。

**(結語) 図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。**

(30) 国民の支持と協力 (p. 44) (増補文案 30)

「われわれ図書館にかかわるもの」には図書館に関心のある国民も含まれるのではないか、委員会活動の積み重ねなどから宣言の理解も進んできている、という観点から大幅に書き直す。



---

デジタルネットワーク環境における  
図書館利用のプライバシー保護ガイドライン

---

2019年5月24日

公益社団法人 日本図書館協会

# デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン

公益社団法人日本図書館協会

2019年5月24日

## 1. はじめに

このガイドラインは、デジタルネットワーク環境において、図書館利用のプライバシーを保護するために図書館が取り組むべき具体的内容を示すものである。

日本図書館協会は1979年に「図書館の自由に関する宣言」(以下、「図書館の自由宣言」)の本文第3に「図書館は利用者の秘密を守る<sup>\*1</sup>。」ことを加えて改訂した。1980年代に図書館にコンピュータが導入され始めると、1984年にはプライバシー保護の指針として「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準<sup>\*2</sup>」(以下、「基準」)を定め、この「基準」についての委員会見解を公表<sup>\*3</sup>した<sup>\*4</sup>。

その後、1990年代には日本でもインターネットが普及してICT<sup>\*5</sup>もめざましく進み、図書館もその環境の中でコンピュータによる貸出を行うようになっていった。現在の図書館情報システムにおいてもインターネットを活用したネットワーク化は不可欠なものであり、データを管理するサーバの外部化が効率性、経済性を理由として進んできた。このような環境のもとで図書館サービスを実施するには、1984年の「基準」では対応しきれない面も顕在化してきた。例えば、従来、資料が返却されれば消去してきた利用履歴を、サービスに積極的に活用しようとする動きもあり、利用者のプライバシー保護の観点からの対応を迫られている。上記で述べたような「基準」では対応しきれない部分について、このガイドラインにおいて修正した指針を提示した。

コンピュータ性能の飛躍的向上とインターネットによるネットワーク環境により、大量なデータの迅速な処理が可能となった反面、ひとたび情報流出があると大きな被害をもたらすことになる。国際貿易上の要請<sup>\*6</sup>もあり、個人情報についてはあらゆる機関に於いて法律及び条例等(いわゆる個人情報保護法制)で厳しく保護されるようになった。それでも不注意、あるいは故意の情報流出事件は後を絶たない。これらに対応するためには、図書館業務での日常的な点検と共に、職員一人ひとりがプライバシー保護に対する意識を高めること、図書館がプライバシー取扱方針を明らかにして利用者への理解を求めることが必要である。どのような状況でも、図書館は図書館利用のプライバシー保護に責任をもたなければならない。また、このガイドラインは、館種<sup>\*7</sup>・運営形態にかかわらず適用されなければならない。

## 2. プライバシー保護の重要性

図書館は、日本国憲法第21条ないし国際人権規約B規約(市民的及び政治的権利に関する国

<sup>\*1</sup> プライバシー保護と同義であり、今日では積極的プライバシー権の保障も意味する。

<sup>\*2</sup> 1984年5月総会決議

<sup>\*3</sup> 1984年10月

<sup>\*4</sup> 日本図書館協会ホームページの「図書館の自由委員会」ページに掲載

<sup>\*5</sup> Information and Communication Technology (情報通信技術)の略

<sup>\*6</sup> OECD8原則(1980年OECD理事会勧告)やEUデータ保護指令(1995年)、現在はEU一般データ保護規則(2016年)で運用

<sup>\*7</sup> 公共図書館のみならず、学校図書館、大学図書館、専門図書館等のすべての館種に適用される。



際規約) 第 19 条が定める知る自由をすべての人に保障するために、自由な情報アクセスや読書ができる環境を提供する機関である。基本的人権のひとつとしての知る自由を保障する図書館が、図書館利用者のプライバシーを保護することはサービスを遂行するために必要不可欠な義務である。

「図書館の自由宣言」では、主文第 3 で「図書館は利用者の秘密を守る。」と宣言している。図書館は、利用者の内心やセンシティブ（機微）情報といったプライバシーを、個人情報保護に関する法及び条例で規定されるずっと以前から大切に守ってきた。これは憲法第 13 条の個人として尊重される権利、第 19 条の思想及び良心の自由の権利として保障されている。

専門職としての図書館員が立脚すべき規範として制定した「図書館員の倫理綱領」においても、主文第 3 で「図書館員は利用者の秘密を漏らさない。」と規定している。図書館利用者へのサービス提供において、利用者のプライバシーの権利を守ることは、図書館に従事するすべての人びとに課せられた責務である。

### 3. どんな場面で「個人情報」「利用情報」が収集されるか

図書館は、提供するサービスのために必要な、個人を識別する情報（以下、個人情報）として、氏名、住所などの情報を収集する。個人情報と利用情報の収集は、資料管理が目的である。どのような情報をどのような目的で収集して利用するかについては、事前に利用者に提示して利用者の同意を得る必要がある。個人情報を収集するにあたっては、図書館サービスを提供するための必要最小限の項目とする。

個人情報と利用情報は、次のような場面で収集され、ログ<sup>※8</sup>も記録されて蓄積される。

#### (1) 図書館システム

##### ア 図書館利用のための個人情報の登録

利用者 ID、氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、在勤・在学の情報

##### イ 個人情報と結びついた利用情報

貸出・返却・延滞・督促・予約・リクエスト・レファレンス記録

##### ウ 来館の記録

入退館及び滞在中の情報

施設、閲覧席等の利用

#### (2) 図書館内の OPAC（利用者用検索機）

##### ア 利用者個人と結びつきうる利用者 ID を含む情報を用いたログイン中の記録

#### (3) 閲覧<sup>※9</sup>用パソコン（以下、館内 PC）の利用

##### ア 利用記録と閲覧履歴

##### イ Web サイトへのアクセス

フィルタリングソフトへのログの蓄積

リンク先へのログの蓄積

各通信機器への通信ログの蓄積

<sup>※8</sup> OS やソフトウェア、データベースに対する更新処理を記録したもの。アクセスログ、エラーログ等

<sup>※9</sup> インターネット・データベース等の図書館が提供するサービス利用

- (4) 図書館 Web サイトの利用
  - ア 利用者 ID でのログイン中の記録
- (5) 図書館が提供するインターネット回線<sup>※10</sup>の利用

#### 4. 収集した情報の管理

図書館が管理する個人情報と利用情報は、図書館が提供するサービスのために収集する。図書館は、どのような個人情報と利用情報が収集されるかを把握し、必要最小限の情報を必要最短期間保持することを原則としなければならない。

図書館は、その原則に基づいた収集方法、管理方法や削除時期などについて定め、公開する。

- (1) 個人情報と利用情報（以下、利用者情報<sup>※11</sup>）の管理
  - ア 利用者情報は永続的に保管すべきではない。
  - イ 利用者情報を含む記憶媒体や文書の保管方法を定め、保管期間を終了したデータは速やかに消去する。
  - ウ 利用者情報は図書館外に持ち出さない<sup>※12</sup>。
  - エ 個人情報と利用情報との結びつきは、貸出や予約等の利用終了後、保管期間を定め確実に解除する。
  - オ 統計上必要な情報を残す場合は個人情報を匿名化し利用情報との結びつきを切る。
  - カ 資料管理の範囲を超える情報の収集や管理を伴うサービス（利用履歴活用サービス、マイページ、読書通帳など）については、利用者のプライバシー保護を最優先に考え、導入する場合には図書館内で慎重に検討し、十分な安全対策を講じる必要がある。
  - キ 資料管理の範囲を超える情報の収集や管理を伴うサービスは利用者にメリット・デメリットを十分説明して理解を得たうえで、サービスを希望する利用者だけに提供する。
  - ク サービス中止の希望は速やかに履行し、保存していた利用記録は完全に消去しなければならない。
- (2) パスワード・個人情報の管理
  - ア パスワードは平文<sup>※13</sup>ではなく、暗号<sup>※14</sup>化するなどの対策を講じて保管しなくてはならない。
  - イ 個人情報は最新・最適なシステムを使って外部に流出しないよう、管理しなければならない。
  - ウ クラウド<sup>※15</sup>ベースで保管されている利用者情報も、十分な安全対策を講じなければならない。
- (3) ログの管理
  - ア システムに残るログには、統計等に使用するアプリケーションログのほか、システムの動

※10 Wi-Fi<sup>TM</sup>に代表されるような無線 LAN 接続環境の提供 等

※11 図書館の自由宣言では、読書事実と利用事実に分けています。

※12 クラウドベースで保管される利用者情報については、後掲「6. 外部とのネットワーク」を参照。

※13 秘匿化・隠蔽化の処理が何も行われていない、そのままのデータ。

※14 平文の一般的な反義語。ID 認証では復元化が必須でないため、通常ハッシュ化技術が使用される。

※15 クラウドストレージ（外部にあるサーバにファイルを置く）サービスのこと。災害に強いなどの利点がある。

作を記録するシステムログ、システム不具合時にデータを復旧させる目的のバックアップログがある。

イ 各図書館では、ログの管理と運用を定める。その保管規則に従い、記録媒体の消去・廃棄を行わなければならない。

(4) 第三者との共有、第三者によるモニタリング

ア 図書館は、Web サイト・OPAC・ディスカバリーサービス<sup>※16</sup>等、図書館利用者向けの外部企業による検索サービス等に含まれる外部プログラムへのリンク等により、利用者情報が収集されていることを認識し、そのことを利用者に説明しなければならない。

イ 利用者の同意や裁判所の命令なしに、図書館利用者の利用者情報に関するデータを第三者に提供してはならない。

(5) 図書館内の利用者用インターネット端末に残る利用履歴、Web サイトの追跡への対応

ア 一人ひとりの利用終了時に履歴・cookie<sup>※17</sup>・パスワードなどのすべてのデータが消去されるように設定しなければならない。

(6) 管理権限の限定

ア 利用者情報へのアクセス、統計情報や Web 解析の処理は、権限を付与された特定の図書館員のみに限られるべきである。

イ 統計情報を公開するときや Web 解析を行う場合、個人を特定できる情報を匿名化しなければならない。

## 5. 利用者による自己情報へのアクセスとコントロール

利用者は、自分の個人情報にアクセスしコントロールする権利を持つ。このことは、利用者が自分の個人情報が正確に管理されているかを確認し、適切な図書館サービスを受けるために必要である。

(1) 図書館は、利用者に関してどのような情報を収集し、どのような目的で利用し、どのくらいの期間保管するかについて、利用者が容易に知ることができるようにする必要がある。

(2) 利用者が自分の個人情報にアクセスできるようにするとともに、その方法についてわかりやすい案内をする必要がある。

(3) 利用者から個人情報ที่ไม่正確だという指摘があった場合は正しい情報に修正する。

(4) 貸出履歴や検索履歴などを活用するサービスを導入する場合は、利用者がサービスの利用について希望者のみ選択できる方式(オプトイン<sup>※18</sup>)にしなければならない。選択の際には、どれくらいの情報がどのように利用されるか、どのような危険性があるかについて利用者に十分に説明するとともに、利用者がいつでもその説明を見られるようにする。また、利用者の希望でいつでもやめることができるようにし、そのときはサービスを受けていた期間に収集した情報を破棄する。

※16 OPAC、電子ジャーナル、データベース等を同一のインターフェイスで検索できるサービス

※17 Web サーバとの通信で、Web ブラウザに保存される情報。ユーザ識別やセッション管理に利用される。

※18 事前にユーザーの承諾を得ること。反義語はオプトアウトで事後の拒否による除外を示す。

## 6. 外部とのネットワーク

館内 PC や図書館のサーバーシステムは、インターネット環境下では、常に外部からの脅威に晒されており、オンラインによるセキュリティ対策が必須である<sup>※19</sup>。

システムの安定運用にはログの取得・管理は必須であり、ブラウザ方式で貸出を行っていた時代のように、紐づけの解除後にその痕跡を全く残さないことは不可能に近い。

危機管理の観点から言えば、情報漏えいの危険性は、どんなに高度な対策を取ったとしてもゼロにはならない。図書館利用者との信頼関係を担保する上では、必要かつ妥当な対策を常に検討し、実施していく必要がある。

### (1) クラウドシステムによる外部化

ア システムの高度化により、館内でシステムを運用するより、クラウドシステム導入による外部化が、セキュリティ対策上も優位である場合があり得る。運用者の選定にあたっては、プライバシー保護やセキュリティ対策及び図書館業務への理解などの観点から、それぞれの優位性・課題を図書館が主体的に検討し、決定する必要がある。

イ クラウドシステム導入にあたっては、以下のような視点が重要である。

(ア) システム運用業者に、公務員と同等の厳格な守秘義務を課す。

(イ) すべてのデータの所有者は図書館である。

(ウ) 通信の適切な暗号化を担保する。

(エ) 個人情報・利用情報の第三者への提供は、匿名化処理を行っても許可しない。

(オ) 日本法を準拠法とし日本国内の裁判所を管轄裁判所とするよう留意する。

ウ システム運用業者に捜査情報提供の要求があったときは、速やかに図書館への報告を求める。搜索差押許可状の提示がない場合は情報の提供を認めない。

### (2) 外部ネットワークの利用

ア OPAC や図書館ホームページで、外部サイトへのリンクを提供する場合、そのサイトのプライバシー・ポリシー等を確認し、利用者情報の取扱いを認識しておく。必要に応じてその内容を利用者に提示することは重要である。

イ 利用者情報では閲覧履歴、cookie、ID・パスワードなど利用者の外部サイト利用の全ての痕跡が対象である。

### (3) インターネットによる情報発信

ア インターネットを利用した情報提供サービスを行う場合、図書館システム内部のアプリケーションやスクリプト<sup>※20</sup>等が、図書館の意図しない利用者情報を収集しないよう十分な確認が必要である。

イ ログインを必要とするサービスを提供する場合には、プライバシー・ポリシーを公開し、利用者情報の管理には細心の注意を払う必要がある。

### (4) 共用カードによる情報共有

ア 国や自治体が発行するカード<sup>※21</sup>、民間ポイントカード、学生証等を図書館カードとして

<sup>※19</sup> このような状況下で、プライバシー保護やセキュリティ対策を意図してネットワークから切り離すことは現実的でない。

<sup>※20</sup> 特定の機能を記述する簡易なサブプログラム

<sup>※21</sup> マイナンバーカード、住民基本台帳カード等

も利用する場合、一定の利用者情報が共有される<sup>※22</sup>ことが前提であると認識しなければならない。

イ 共用カードを図書館カードとして利用する場合、利用者の同意が前提である。

ウ 共用カードを希望しない利用者には、専用の図書館カードを選択できるよう準備する。

エ 学校・大学図書館及び企業内図書館などで、学生証・職員証などを図書館カードとして共用せざるを得ない場合、プライバシー保護について十分な対策を講じた上、その危険性を周知する。

## 7. 図書館員のプライバシー意識と図書館の体制

このガイドラインを遂行するためには、図書館員のプライバシー保護に対する意識を高めるとともに、図書館が図書館利用のプライバシー保護に責任を持つことが大切である。図書館を運営委託（指定管理者等）している場合においても同様である。

図書館利用のプライバシー保護及び個人情報開示に関する責任者である図書館長は、図書館についての専門的見識を有する司書有資格者であることが望ましい。

- (1) 図書館は、全ての業務とサービスについて、独自にプライバシー・ポリシーを策定しなければならない。策定の際には、JIS、ISO 規格<sup>※23</sup>や自治体のプライバシー・ポリシーに留意する。
- (2) 図書館は自館のプライバシー・ポリシーを実施するための効果的な方法を構築し維持しなければならない。各業務とサービスが図書館のプライバシー・ポリシーに適合することを確認するために、定期的にプライバシー監査を受ける。
- (3) 図書館で働く全ての人は、職務内容に応じてプライバシーや情報セキュリティに関する研修を計画的、継続的に受ける。
- (4) 個人情報や利用情報漏洩等の緊急事態が発生した場合には、その事実を公開し、速やかに対応する。

(公益社団法人日本図書館協会 図書館の自由委員会 作成)

<sup>※22</sup> どんなサービスであれ、利便性の向上は情報セキュリティ上の危険性を増加させる。

<sup>※23</sup> JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム-要求事項）、ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）等